

議案第十六号

港区立男女平等参画センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立男女平等参画センター条例の一部を改正する条例

港区立男女平等参画センター条例（昭和五十四年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「男女が平等に参画できる社会の実現を目指し、女性の地位の向上」を「男女平等参画（港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号）第二条第一号に規定する男女平等参画をいう。以下同じ。）に係る拠点施設として、区民及び団体による活動への支援その他の男女平等参画施策に係る事業の推進を図り、もって男女平等参画社会の実現」に改める。

第二条の表中「東京都港区芝浦三丁目一番四十七号」を「東京都港区芝浦一丁目十六番一号」に改める。

第三条第一号中「男女が平等に参画できる社会」を「男女平等参画社会」に改め、同条第二

号中「男女が平等に参画できる社会」を「男女平等参画社会」に改め、「育成」の下に「及び支援」を加え、同条第四号中「前三号」を「前各号に掲げるもの」に、「こと。」を「事業」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 男女平等参画のための相互交流の機会及び場の提供に関すること。

四 男女平等に係る相談に関すること。

第五条中「次のとおり」を「午前九時から午後九時三十分まで」に改め、同条各号を削る。

第十一条を次のように改める。

(使用料の還付)

第十一条 区長は、区規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第九条関係)

学習室				種
D 1	C	B	A	別
九〇〇円	二、一〇〇円	一、七〇〇円	二、一〇〇円	午前
一、二〇〇円	二、八〇〇円	二、三〇〇円	二、八〇〇円	午後
一、二〇〇円	二、八〇〇円	二、三〇〇円	二、八〇〇円	夜間

(施行期日)

付 則

別表備考二ただし書を削る。

付帯設備	ホール	和室			・造 料形 理表 室現 室			多 目 的 室				
		用1 の及 場び 合2 同時 利	2	1	の料 場理 合室 同現 時室 利及 用び	の料 理用 室の 部分 のみ	合の 造 み形 の表 利現 用室 の部 場分	2	1	E	D 2	
音響・映像装置	ピアノ	七、二〇〇円	一、七〇〇円	一、一〇〇円	六〇〇円	三、九〇〇円	二、五〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、三〇〇円	一、二〇〇円	八〇〇円
		九、六〇〇円	二、二〇〇円	一、四〇〇円	八〇〇円	五、〇〇〇円	三、二〇〇円	一、八〇〇円	一、九〇〇円	一、七〇〇円	一、六〇〇円	一、〇〇〇円
		九、六〇〇円	二、二〇〇円	一、四〇〇円	八〇〇円	五、〇〇〇円	三、二〇〇円	一、八〇〇円	一、九〇〇円	一、七〇〇円	一、六〇〇円	一、〇〇〇円

一式一回 五〇〇円

一式一回 五〇〇円

1 この条例中第十一条の改正規定並びに次項及び付則第三項の規定は平成二十五年四月一日から、第一条から第三条まで、第五条及び別表の改正規定は区規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区立男女平等参画センター条例（以下「新条例」という。）第十一条の規定は、平成二十五年四月一日以後になされた利用の承認に係る使用料について適用し、同日前になされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

3 新条例別表の規定は、第二条の改正規定の施行の日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

（説明）

男女平等参画センターの位置を変更するとともに、施設の設置目的、事業の拡充、開館時間の延長及び使用料の改定について、規定を整備するほか、使用料の還付に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。